

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2023年9月8日提出 |
| 【発行者名】 | 三菱UFJ国際投信株式会社 2023年10月1日より三菱UFJア セットマネジメント株式会社に変更 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 横川 直 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 |
| 【電話番号】 | 03-4223-3037 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 国際のETF VIX短期先物指数 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年2月13日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について繰上償還予定日の変更等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(4)【発行(売出)価格】

<訂正前>

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額として当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を加算した額（以下「購入価額」または「申込価額」といいます。）とします。

なお、原則として午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

<訂正後>

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額として当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を加算した額（以下「購入価額」または「申込価額」といいます。）とします。

なお、原則として午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

2023年10月2日以降は以下の通りとなります。

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額として当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を加算した額（以下「購入価額」または「申込価額」といいます。）とします。

なお、原則として午後4時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額を

いたします。

なお、当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

(7)【申込期間】

<訂正前>

2023年2月14日から2024年2月13日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

<訂正後>

2023年2月14日から2024年2月13日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

繰上償還に関する書面決議が可決された場合、取得の申込期間は2024年1月11日まで、解約の申込期間は2024年2月9日までとし、2024年2月19日をもって信託を終了する予定です。くわしくは(12)その他をご確認ください。

(12)【その他】

<更新後>

〔「信託終了（繰上償還）および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定ならびに監理銘柄（確認中）への指定のお知らせ」にかかる内容変更のお知らせ〕

以下の内容は、2023年9月1日付の適時開示情報を基に記載したものです。

委託会社は、当ファンドにつきまして、繰上償還および当該繰上償還にかかる投資信託約款の重大な内容の変更(以下、「重大な約款変更」といいます。)を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを決定し、2021年11月10日に「[国際的ETF VIX短期先物指数]の信託終了(繰上償還)および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定ならびに監理銘柄(確認中)への指定のお知らせ」を開示いたしました。

今般、当該お知らせの記載内容に変更が生じたことから、変更内容をここにお知らせいたします。

1. 変更内容

① 信託終了予定日

【変更前】 2024年2月14日(水)
【変更後】 2024年2月19日(月)

② 一部解約停止予定日

【変更前】 2024年2月7日(水)
【変更後】 2024年2月13日(火)

2. 変更理由

上記の日程変更により、一部解約受付最終日と、取引所における売買最終日が同日となり、当ファンドの取引所売買最終日までマーケットメイカーによる、より公正な価格でのマーケットメイクが期待されるためです。

変更前の日程では、一部解約と取引所売買の受渡日のずれにより、取引所では売買が可能であるにも関わらず、マーケットメイカーが当ファンドの一部解約を行えない期間が3営業日ありました。一部解約が行えることでマーケットメイクされやすくなると考えられることから、このずれを解消するために日程を変更するものです。

※当ファンドの一部解約の受渡日は一部解約請求日から起算して原則6営業日目、取引所売却の受渡日は約定日から起算して3営業日目となります。

※ETF市場にはマーケットメイク制度があります。当該制度の下、マーケットメイカーがETFに対して需給動向を踏まえた公正な価格で気配提示を行うことにより、投資家が売買を希望するタイミングで、よりよい価格で売買できる環境を提供できるようになります。ただし、実際にどのようなマーケットメイク状況となるかは市場動向等によりするため、必ずしも期待する効果が得られない可能性もあります。

(日本取引所グループ マーケットメイク制度の説明サイト

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/market-making/index.html>)

※<ご参考>として約款変更の内容、繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更にかかる手続き等の詳細を記載しています。あわせてご高覧ください。

<ご参考>

国際的ETF VIX短期先物指数
投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

| 変更後(新) | 変更前(旧) |
|---|---|
| (信託期間) 第5条 この信託の期間は、 <u>信託契約締結日から2024年2月19日までとします。</u> | (信託期間) 第5条 この信託は、 <u>期間の定めを設けません。ただし、第43条第1項および同条第2項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定により信託を終了させることがあります。</u> |

繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更にかかる手続き等の詳細
 (2021年11月10日付『「国際のETF VIX短期先物指数」の信託終了（繰上償還）
 および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定
 ならびに監理銘柄（確認中）への指定のお知らせ』を基に記載）

1. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

| | |
|-------------------|----------------|
| 書面決議の対象受益者の確定基準日 | 2023年11月14日（火） |
| 書面決議に関する書類発送日 | 2023年12月20日（水） |
| 議決権行使書面による議決権行使期限 | 2024年1月9日（火） |
| 書面決議日 | 2024年1月11日（木） |
| 買取請求開始日（予定） | 2024年1月12日（金） |
| 買取請求終了日（予定） | 2024年1月31日（水） |
| 約款変更実施日（予定） | 2024年2月13日（火） |
| 信託終了日（予定） | 2024年2月19日（月） |

※信託終了日（予定）は変更後の日程に修正。（以下、同様に日付は変更後の日程に修正）

2. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

| | |
|------------------|----------------|
| 「監理銘柄（確認中）」への指定 | 2021年11月10日（水） |
| 「整理銘柄」への指定 | 2024年1月11日（木） |
| 東京証券取引所における最終売買日 | 2024年2月9日（金） |
| 上場廃止日 | 2024年2月12日（月） |

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更の内容および理由

<内容>

当ファンドの信託期限を無期限から2024年2月19日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。

<理由>

当ファンドは東京証券取引所への上場以来「運用の基本方針」に則り、基準価額の変動率を、円換算したS&P 500 VIX 短期先物指数（S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目指して運用を行ってまいりました。

当ファンドの対象指数はその性質上、短期的に大きな収益機会をご提供できることもある一方、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく特性を有

しており、これに伴い当ファンドも基準価額が通減する特性を有しております。このため、基準価額が低水準となり、1口当たりの基準価額における1円の変化が与える影響が相対的に大きくなったことを受け、2017年9月に、投資家のみなさまに、より適正・円滑な形で取引を行っていただけるよう受益権併合を実施いたしました。基準価額はふたたび通減傾向にあります。なお、当ファンドの取引所での取引価格は、市場の需給により影響を受けますが、理論的には裁定が働くことから、基準価額から大きな乖離が生じにくい傾向にあり、同様の経過を辿っております。

今般、再度の受益権併合の実施についても検討いたしましたが、上述の価格特性を有していることから、今後ご提供し続けることで将来的に投資家のみなさまの大切なご資産を減価させてしまう可能性を考慮し、再度の受益権併合ではなく、投資信託約款第43条および第49条に規定している「受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合」に該当すると判断いたしました。一方で、他の商品にはみられない価格特性をもつ商品として、市況によっては短期的に大きな収益機会をご提供できることもあり*、それを期待している投資家のみなさまの売却機会に配慮する必要があると考えました。

そのため、繰上償還の手続を行うことについて通常より早期に決定し、信託期間を無期限から2024年2月19日までとする投資信託約款の重大な変更と繰上償還手続きに係る書面決議までの期間を2年程度確保する日程といたします。

*必ずしも大きな収益が得られるということを示唆・保証等するものではありません。

4. 書面決議の判定

繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更を実施するため、2023年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定め、書面決議を実施する予定です。なお、繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更は、2023年12月20日頃にお送りいたします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（2023年12月21日から2024年1月9日）に賛成の意思表示をされた受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2023年11月14日の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および当該繰上償還にかかる約款変更に対して反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第18条および同法第20条で準用する同法第18条に基づいて、2024年1月12日から2024年1月31日までの間に、当ファンドの受託会社に対して、2023年11月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

6. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、当ファンドの取得申込は2024年1月12日以降、一部解約は2024年2月13日以降、受け付けません。

当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、申込みができません。

- a. 取得申込日またはその翌営業日が、次の外国の金融商品取引所等（以下「外国金融商品取引所等」といいます。）の休業日のいずれかに該当する場合（海外休業日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

- ・CBOE^{*1}先物取引所（CBOE Futures Exchange）
- ・ニューヨーク証券取引所
- ・ニューヨークの銀行

*1 Chicago Board Options Exchange（シカゴオプション取引所）

- b. 取得申込日が、「日本における委託会社または受託会社の休業日（以下「国内休業日」といいます。）、かつ海外いずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日」の前営業日または翌営業日に該当する場合

- c. 取得申込日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日（ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日）に該当する場合

- d. 上記a.～c.のほか、委託会社が投資方針^{*2}に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合

*2 投資方針については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針」をご覧ください。

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における取得の申込みについては受け付けることができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

1万口以上1口単位

申込価額

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額を加算した価額をいいます。（「購入価額」という場合があります。）

追加設定時信託財産留保額

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

38,500円（税抜35,000円）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める額、または購入価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額（申込手数料は消費税等相当額を含みます。）

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の取得申込みには制限を設ける場合があります。

また、上記のほか、受益権の再分割または併合を行う場合には、取得申込みに制限を設ける場合があります。

なお、委託会社は、次に該当する場合は、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

1. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会が行われないうちもしくは停止されたとき。
2. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
3. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の取得申込みに係る当該先物取引が市場価格の形成に著しい影響を与えると委託者が判断したとき。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

<訂正後>

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、申込みができません。

- a．取得申込日またはその翌営業日が、次の外国の金融商品取引所等（以下「外国金融商品取引所等」といいます。）の休業日のいずれかに該当する場合（海外休業日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

- ・CBOE^{*1}先物取引所（CBOE Futures Exchange）
- ・ニューヨーク証券取引所
- ・ニューヨークの銀行

*1 Chicago Board Options Exchange（シカゴオプション取引所）

- b．取得申込日が、「日本における委託会社または受託会社の休業日（以下「国内休業日」といいます。）かつ海外いずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日」の前営業日または翌営業日に該当する場合

- c．取得申込日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日（ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日）に該当する場合

- d．上記a．～c．のほか、委託会社が投資方針^{*2}に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合

*2 投資方針については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針」をご覧ください。

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における取得の申込みについては受け付けることができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

1万口以上1口単位

申込価額

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額を加算した価額をいいます。（「購入価額」という場合があります。）

追加設定時信託財産留保額

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

38,500円（税抜35,000円）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める額、または購入価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額（申込手数料は消費税等相当額を含みます。）

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

2023年10月2日以降は以下の通りとなります。

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後4時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の取得申込みには制限を設ける場合があります。

また、上記のほか、受益権の再分割または併合を行う場合には、取得申込みに制限を設ける場合があります。

なお、委託会社は、次に該当する場合は、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

1. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会が行われないうちもしくは停止されたとき。
2. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
3. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の取得申込みに係る当該先物取引が市場価格の形成に著しい影響を与えると委託者が判断したとき。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、いずれかに該当する場合には、解約の請求ができません。

- a. 一部解約の実行の請求日またはその翌営業日が、外国金融商品取引所等の休業日のいずれかに該当する場合
- b. 一部解約の実行の請求日が、「国内休業日、いずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日」の前営業日または翌営業日に該当する場合
- c. 一部解約の実行の請求日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日（ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日）に該当する場合
- d. 一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目までの期間に外国金融商品取引所等の休業日が3日以上ある場合の当該請求日
- e. 上記a.～d.のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については受け付けることができます。

（上記により一部解約の実行の請求を受け付けない期日および期間を、以下「一部解約請求不可日」といいます。）

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1万口以上1口単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を控除した価額

解約手数料

38,500円（税抜35,000円）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める額、または一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を控除した価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額（解約手数料は消費税等相当額を含みます。）

解約時信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取消することがあります。なお、委託会社は、次に該当する場合は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

1. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会が行われないときもしくは停止されたとき。
2. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
3. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の一部解約の実行の請求に係る当該先物取引が市場価格の形成に著しい影響を与えると委託者が判断したとき。
4. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の一部解約の実行の請求に係る当該先物取引が完了しなかったとき。

上記の場合において、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（一部解約請求不可日を除きます。）に解約請求を受け付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

また、上記のほか、受益権の再分割または併合を行う場合には、解約請求に制限を設ける場合があります。

買取り

- ・ 販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。
- ・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買取請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた買取請求の受付を取消することがあります。
- ・ 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求

を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

- ・ 買取価額は、販売会社において確認できます。

買取単位

1口単位

買取価額

買取請求の受付日の翌営業日の基準価額

買取手数料

買取請求の受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額（買取手数料は消費税等相当額を含みます。）

支払日

販売会社が指定する期日にお支払いします。

- * 買取手続きの詳細につきましては、販売会社に確認してください。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

<訂正後>

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、いずれかに該当する場合には、解約の請求ができません。

- 一部解約の実行の請求日またはその翌営業日が、外国金融商品取引所等の休業日のいずれかに該当する場合
- 一部解約の実行の請求日が、「国内休業日、いずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日」の前営業日または翌営業日に該当する場合
- 一部解約の実行の請求日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日（ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日）に該当する場合
- 一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目までの期間に外国金融商品取引所等の休業日が3日以上ある場合の当該請求日
- 上記a.～d.のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については受け付けることができます。

（上記により一部解約の実行の請求を受けけない期日および期間を、以下「一部解約請求不可日」といいます。）

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1万口以上1口単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を控除した価額

解約手数料

38,500円（税抜35,000円）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める額、または一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を控除した価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額（解約手数料は消費税等相当額を含みます。）

解約時信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

2023年10月2日以降は以下の通りとなります。

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後4時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取消することがあります。なお、委託会社は、次に該当する場合は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

1. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会が行われないときもしくは停止されたとき。
2. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

3. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の一部解約の実行の請求に係る当該先物取引が市場価格の形成に著しい影響を与えると委託者が判断したとき。
4. 外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の一部解約の実行の請求に係る当該先物取引が完了しなかったとき。

上記の場合において、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（一部解約請求不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。また、上記のほか、受益権の再分割または併合を行う場合には、解約請求に制限を設ける場合があります。

買取り

- ・ 販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。
- ・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買取請求の受付を中止することおよびすでに受付けた買取請求の受付を取消すことがあります。
- ・ 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして当該計算日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 買取価額は、販売会社において確認できます。

買取単位

1口単位

買取価額

買取請求の受付日の翌営業日の基準価額

買取手数料

買取請求の受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額（買取手数料は消費税等相当額を含みます。）

支払日

販売会社が指定する期日にお支払いします。

- * 買取手続きの詳細につきましては、販売会社に確認してください。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

無期限（2010年12月15日設定）

繰上償還に関する書面決議が可決された場合、2024年2月14日まで（2010年12月15日設定）

となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

<訂正後>

無期限（2010年12月15日設定）

繰上償還に関する書面決議が可決された場合、2024年2月19日まで（2010年12月15日設定）
となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。